

# H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

山 田 正 範

一、はじめに

二、ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」

三、ヴェーバーの「価値自由」概念の問題点

——ミュルダール、シュトラウスの所説——

四、「価値への自由」

五、「価値への自由」と「哲学」

一、はじめに

本稿は、H・H・ブルーン『マックス・ヴェーバー方法論における科学、価値、政治 (H. H. BRUNN, "Science, Values and Politics in Max Weber's Methodology, 1972)』の第一章「科学的研究の問題としての価値：価値自由 (Values as a problem of scientific inquiry; Value freedom)」の紹介と検討の試みである。

ブルーンの書全体の目的・構成・主題については、その第三

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

章「科学的研究の対象としての価値：価値分析 (Values as an object of scientific inquiry; Value analysis)」を扱った前稿「H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値分析論」研究」(『立教経済学研究』第三八巻第二号一九八四年九月)の「一、はじめに」を参照して頂きたい。

前稿の「価値分析」論が、価値評価を対象としてその科学的取り扱いの可能性が論じられたのに対し、本稿の「価値自由」論は主体(＝科学者)の側での価値判断の禁欲とコミットメントの関係について論じられる。

ヴェーバーの「価値自由」原理は(いまだにそう考えられがちなように)研究者の価値判断の抑制のみを説くものではない。逆に、まず価値判断へのコミットメントを要求するものである。はっきりとした価値をとればとるほど、それを自から対象化・統御しえ、そのことによって事実認識との区別が可能となる——これが「価値自由」原理の核心であり、ブルーンがこの関

係を適確に把握・整理していることが要約でも明らかになるだろう。(二)

この「価値自由」原理が問題となるもの一つはその「実際的な実現可能性」をどう考えるかという点である。本稿では「ここからヴェーバーの「価値自由」について、論理上相対立する科学観——価値と認識の関係についての見方——が成り立ちうることを論じ(三)、更に、そのいずれを採るにしても社会科学者は価値判断を下さねばならぬと考える所以を説明し(四)、最後に、ヴェーバーの「価値自由」要求と彼自身の「哲学の否定」との整合性如何について、私見(疑問)をスケッチする(五)。

なお以下における GAW, GASS, はそれぞれ M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre 3. Aufl. 1968, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924 を示す。  
では、まずブルーンの議論を要約する。

## 二、ブルーンの「M・ウェーバー価値

### 自由論」

価値と科学的研究の関係から生ずる根本問題の一つは、科学的研究の領域は、そこから分離される一定の価値領域を指摘しうるという形で定義されうるか否かということである。

明らかにヴェーバーは、少くともある一定の文脈で、価値領

域と科学的研究領域の完全な分離を要求した。(この意味で価値は、科学的研究の過程における正当ならざる (illegitimate) 要素である。)これがヴェーバーの「価値自由原理 (Wertfreiheit, the value of freedom of scientific inquiry)」である。

この種の要求を最初に定式化したのはヴェーバーではない。しかし彼はこの原理を社会科学の全体に拡大し、その中心概念に、今日この問題をめぐる議論の基礎とみなされている意味を最初に与えたのである。

### 一、ヴェーバーの価値自由要求の外的脈絡

〔紙幅の制約のため要約は省略 外的脈絡というのは歴史的背景の意である〕

二、最も一般的な形式での価値自由原理及びその諸前提 (右に見たように) ヴェーバーはこの原理を、個別諸学科との関連で、そして論争の文脈で論じることが極めて多かったのだ。この原理についての一般的な言明は非常に少ない。

形式的に見ると、「A・B二つの領域は分離されねばならぬ」という要求は、次の三つの形で表現されうるだろう。

- 1、A は B から分離していなければならぬ (A must be kept free from elements of B)
- 2、B は A から分離していなければならぬ
- 3、A と B は相互に分離していなければならぬ (A and B

must be kept free from elements of each other)

「この是非対称的要求 (asymmetrical demands) の非対称的要求 (symmetrical demands) と呼ぶことが出来る。

ヴェーバーが一般的な形で価値自由原理を論じる場合、対称的形式を用いることは極めてまれであるように思われる。そしてまた、非対称的形式のうち、科学的研究は価値要素から自由でなければならぬという、厳密な意味での科学の価値自由原理の表現もまれである。つまり彼の議論の中では、価値領域は科学的論証可能性から自由であるという非対称的要求が、よりひんぱんに見出される (GASS, S. 417, GAW, S. 149, 151, 152)。

ヴェーバーは、価値自由要求の根拠については「このこと」か述べていないように思われる。すなわち、科学的研究の領域と価値の領域が論理的に完全に異質である (logically absolutely different) というのである。

「実践的命令のもう規範としての妥当性と、経験的事実の確認のもう真理妥当性は、完全に異なる問題平面にある」(GAW, S. 127)

この命題をヴェーバーは、自明の、論理的な決まり文句 (logical commonplace) として承認していたように見える。その十分な論理的・哲学的基礎づけ (logical and philosophical foundations) を施してゐない。

さて、この原理の言明に際してヴェーバーが科学的研究領域

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

や価値領域を指示するために用いた用語は多様である。以下ではこれらの用語を、彼がこの二領域の特性 (characteristics) をどう定義したかを理解すべく検討する。

### 三 価値自由原理の論理的諸前提

#### 三・一、論理的領域の定義

#### 三・一・一、科学的研究の領域

この領域とその内容を示すためにヴェーバーが用いている Wissenschaft, Erfahrungswissenschaft, empirische Wissenschaft, Erfahrungswahrheit, empirische Tatsachenfeststellung とした語の意味は、それ自体はかなりあいまいである。これらの語から我々が引き出しうるのは、せいぜい、彼の科学的研究の概念は「ある種の真理を要求する、現実の知覚 (a perception of reality laying claim to some kind of truth)」とだけである。

この「真理」概念の意味が明らかではないので、ここから当然、この「真理」の基準及びその妥当領域は何かという、科学的探究の定義の問題が生ずることになる。

この点でのヴェーバーの議論は、科学的探究の領域と価値の領域の分離 (separation) に集中しているのが特徴である。つまり彼の価値自由原理の要求の正当化は単なる論理的事実 (二領域の異質性) の指摘を超えない。科学的真理の基準の問題は論じられていないのである。

ここで指摘しておいて無益でないと思われるが、科学的真理概念の唯一の特性は、それが「客観的 (objective)」なものであるという彼の主張である。「科学的真理は、客観的真理」として超個人的に妥当しようと欲する。」(GAW, S. 89) つまり科学的真理は、個人的主観的な意欲・嗜好を超越したものであり、このことによって客観的真理を単なる主観的な信念から——後者が当該個人にとっては絶対的な真理たる位置を占めていようが——分離することになるのである。ここから、ヴェーバーの科学的研究の概念は、客観的な真理を、すなわち主観的にそれを受け入れることを欲しない人間にも、それ自体妥当することを主張しうるだろう現実の知覚ということを含意したものであることが、明らかである。

### 三、一、二、価値領域

哲学に対するその一般的な懷疑主義から予想されるように、ヴェーバーには、価値の体系化——価値要素の顕現の多様な論理的形式の体系的分類——の意図はみとめられない。彼の方法論が哲学的考慮に影響されたというごとき事実を示すものは何もない。

ところで、ヴェーバーが、自分の要求を「価値自由」(Wertfreiheit)と呼び、しばしば「価値自由な (wertfrei)」という表現を用いていながら、方法論の中で、価値自由要求によって科学から根絶しようとする価値領域を指す用語として、主に

「価値 (Wert)」以外の表現を用いているのは、注目される。その中で特に重要なのは「評価」(Wertung)と「価値判断 (Werturteil)」(及び、この二つをわけて「衛生語たる werten, bewerten, Werturteilung) の語である。価値自由をめぐる議論の中でこれらの語は注意深く定義され、明確な意味で用いられている。

「価値自由論文」では「評価」や「価値自由」の語の含意が次のように定義されている。

「『評価』の語では、……我々の行為によって影響を与えることができる現象に対して、斥けるべきものとか、承認されるべきものとかといった、実践的、評価が意味されるべきである」(GAW, S. 489)

「この『価値判断という』語において、……社会的事実を、倫理的、文化的、その他の根拠から、実践的に望ましいとか望ましくないとかいうふうに実践的に評価することが問題になっていることは疑いなく」(GAW, S. 499)

この二つの定義に共通しているのは、価値概念の「実践的、視角 (practical aspect) の強調であり、価値概念をその二重性 (zweifelhafte) verwerflich-biligenwert, wünschenswert-unwünscht といふこと) 把えるやり方である。価値判断の中のこのような実践的評価の側面を強調することでヴェーバーは評価領域を経験科学の領域と対照を成すものとして特徴づけ、それを通して価値と科学的研究の二領域の論理的ギャップ

プという、前述の主張に支柱を与えているのである。

そしてまた右のような用語法は、価値概念のもつ「行為 (action)」の視角が彼にとって重要なものであったことを示唆しているように思われる。これをはっきりと示しているのは、前ページ (下段) の引用箇所 (GAW. S. 489) である。そこでは、「実践的評価」は「我々の行為によって影響を与えることのできる現象」のみを対象とすると限定されている。この限定は常識的には受け入れ難いものである。我々は自分が影響を与えることのできない現象に対しても評価を下すことができるだろうからである。しかしヴェーバーが右のように述べたことは、彼が評価についての議論を、その評価的要素が多かれ少かれ直接人間の行為の基礎として用いられているケースに限定していたということを表わしていると考えられよう。

価値判断の中のこのような「行動的」視角の強調は、「行為 (Handeln)」を鍵概念とする彼の社会学の内容の定義と照応している。社会的行為者を対象とする社会学にとって、研究の次元から、その対象として、「行為を指向する (action-related)」評価を排除することは、致命的なのである。(価値が科学的研究の対象とならないという思想は、ヴェーバーにとってみると誤解であり、かくして彼は科学における対象の次元と研究の次元を区別し、価値の価値自由的扱いの可能性を証明するだけではなく、まさにその取り扱いのために研究の次元で価値自由要求が前提となることを主張したのである。)

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

このような実践的視角の強調は、価値領域を指示する他の用語にもくり返し現われてゐる。praktisches Wollen, tun sollen, beibringen sollen, handeln sollen. . .

この文脈で留意さるべきことは、科学的研究領域と対照を成す価値領域の基本的性格を指示するためにヴェーバーが用いているのではない。「目的 (Zweck)」という語が、終始、価値概念の議論と極めて密接に結びついているということである。これもまた価値についてのヴェーバーの議論の基礎に実践的行為概念の強調があることを示しているのである。

価値を指示するためにしばしば用いられているもう一つの用語は、「理想 (Ideal)」である。それ自体何ら実践的思考を合意していないこの語にも行動的な視角が見出される。つまりヴェーバーによってそれは実践的行為や目標の基礎あるいは動機を指すものとして使われているのである。

要するにヴェーバーは価値領域を多数の段階を含むものとみなしている——低次の「行動的 (active)」次元のものに、その理論的基礎として仕えうる上位の「静的な (static)」次元という具合に。そしてヴェーバーは価値領域を論ずるに際しては、何かが実際に追求されることの方に——その追求の根本にある価値要素の性質によりも——関心を寄せているように思われる(強調のこの配置は、ついに、前述の「目的」という用語の使用に至るわけである)。

右のごとき価値領域の細分化は、我々に、低次の次元で提示

される具体的・実践的な視角を、より一般的・静的な視角、より実質的な価値定義に接近した視角、で補足することを可能にするだろう。前者は目標追求の要素を表現し、後者はその目標の基礎にあるものを提示しているのである。

### 三、二、価値自由要求とその前提との論理的ギャップ

既に見たようにヴェーバーは科学的研究の価値自由要求の根拠を、この「二領域一の実際的な論理的異質性 (in fact logically different)」のみ見ている。

しかし、これはまさに存在（実際的な論理的異質性）から当為（この異質性が遵守されるべきである）を取り出すという、正当ならざる結論に立脚しているかのように思われる。

この逆説を解くのは、理論的には（theoretically）困難でない。すなわち存在前提が暗黙の当為前提によって補足されている（supplemented）と解釈することができるからである。この場合、当為結論が存在前提と当為前提の結合から引き出されているので、論理的には完全に正当な手順である。

しかしながら、ここで次の問題が生ずる。ではなぜ論理的な異質性が実際に遵守されることが望ましいのか？

この問いかけは心理的には（psychologically）既に答えられている。つまり科学者・研究者にとって科学的研究及びその成果の価値——要するに客観的真理の価値——はア・プリオリな前提だということである。

しかし、ヴェーバーはこのように暗黙に導入された当為の前提に与するだけ終わったのではない。彼はまた、真理（とその追求）の価値は原理上論証不可能（undemonstrable）であり、その意味で相対的なものであることをも強調するのである。

更にこの問題についてのヴェーバーの議論で興味深いのは次の事実である。

仮に、価値領域に属さないものは科学的研究領域に属するという、tertium non latin を認めるならば、科学的真理は一つの価値であるということとは、あの当為前提の過不足ない土台となるだろう。つまり、我々が科学的研究とその成果の価値を受け入るならば、我々は、価値領域の価値について、何ら立場をとることなく、完全に対称的形式での価値自由要求（二つの領域は相互に分離していなければならない）を定式化することができるのである。しかるにヴェーバーは幾度となく積極的に価値領域への肯定に与している。ということは、彼は一定の価値へのコミット及びそのコミットを動機とした行為がそれ自体を価値あるものと見なしているということなのである。

### 三、二、一、科学的研究の論理的位置

既に見たように、ヴェーバーは科学的真理を客観的なものとみなしたが、他方でこの客観性の資質（quality）それ自体は科学的研究の実践的価値を証明するものではないと主張しなければならなかった。

早くも「クニースⅡ」において、「科学的分析の目的の価値を、科学それ自体が根拠づけることはできない」(GAW. S. 60)と述べられており、この見解は「職業としての学問」に至るまで変わらず維持されている(「更に、あらゆる科学的営みの前提となっているのは、科学的営みが生み出すのは、科学的価値あり」という意味で重要なものであるということである。しかし、明らかに、まさにここに我々の問題がひそんでいるのだ。このような前提は科学それ自体をもってしては証明しえないものだからである」(GAW. S. 599))

多くの科学諸領域をヴェーバーは「技術的(technical)」性格を有するものとみなしていた。それらは、何らかの実践的目的のための手段として仕えうる結果を生み出すとするものである。つまりヴェーバーは科学の生み出す結果のもつ価値を、それを手段として実現さるべき目的の有する価値から取り出すのだが、この目的それ自体の価値は科学的に論証不可能なものともなしているのである。

このヴェーバーの見解が興味深いのは、それが彼の価値領域の実践的視角への暗黙の言及となっているからである。真なる言明を生み出す科学分野の能力は、それが目的を合理的に達成するための前提条件となる場合にのみ価値をもつ。価値として抱かれるある目的は、その達成のための正確な手段に対し、それに対応する価値を与えるということになる。

これに対して自己目的的に追求される「純」科学的活動につ

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

いて言えば、その価値は右のように実践的目的との関連からは引き出しえないわけであり、ヴェーバーはその価値の相対性を強調することに力を注いでいる(GAW. S. 212~3)。

もちろんこのような結論の直接的帰結は、彼によれば、純理論的なもの(Purely theoretical)である。「職業としての学問」の中で次のように述べられている。

「科学が何人かの職業となる価値をもつか否か、そして科学それ自体が一個の客観的価値であるか否かの問いかけに、私人は、自からの研究活動の経験から肯定的に答える」(GAW. S. 608~9)。

以上要するに科学的活動は、ある特定の価値(≡科学的研究の価値)の選択を合意している。「科学的真理は、真理を欲する者の全てに妥当しようとするものである」(GAW. S. 184)。しかし、科学的研究に従事するものは皆、暗黙のうちに科学的活動それ自体の価値を承認していると想定することが許されるのである。

### 三、二、二、価値領域の論理的位

以上のごとく評価を科学研究の過程における攪乱要因、可能な限り排除さるべき主観的要素、とする議論の線上でのみ価値自由原理を論ずることは、理論上可能であったろうが、ヴェーバーの態度は全く違っていた。

彼は、価値自由原理の要求が決して価値の役割一般への軽視

を含むものではないことを明言している。(無思想ということと科学的「客観性」ということの間にはいかなる親和性もなさ」(GAW. S. 157)) 彼は価値領域には「科学的研究領域に等しい」「固有の尊厳 (spezifische Dignität)」(GAW. S. 148) を認めている。時に彼は「価値自由要求はただただ価値領域の尊厳への考慮のみに基づいていると言わんばかりである (例えば GASS. S. 419)。

では価値領域の尊厳とは何か。

科学的研究が、科学的(経験ないし論理的)に真なる結果を生み出す唯一のものたる所以の権威を有するのに対し、価値領域は人格 (human personality) に対するその根源的な重要性の故に権威をもつ(「人格の尊厳はそれが自らの生に關連づけられる価値をもつところにある……」(GAW. S. 152))

つまりヴェーバーは、真理への価値自由な追求のみならず、(それと論理的に対極にある) 証明不可能な価値へのコミットをもまた、生における積極的な(しかしあくまでも客観的ならざる) 価値とみなしていたということなのである。

価値の尊厳へのこの極度に肯定的な態度は、前述の人格的なコミットの基礎としての価値の「最上位の (the highest)」次元の根本的重要性の強調を越え、この価値へのコミットが実践に移されることを要求するところまで進む。この要求は時に、完全な意味での (in the full sense of the word) 人間たることを認められることを欲する全ての人間への要求として提出さ

れているのである (GAW. S. 613)。

ここでも、前述の科学的研究の価値をめぐる議論同様、価値概念について、二つの視角が見出される——「コミット」の視角 (the committed aspect) と「行動」の視角 (the active aspect) である。この二つの視角には、既に述べたような、価値評価実践のコミットを個々人にとって倫理的に必然的なもの (ethical necessity) として承認する彼の見解が貫徹している。

科学的な真理・研究が有する価値の相対性を強調したヴェーバーが価値領域の相対性を論じていないのは興味深い。価値の強調は一貫して、(時には極めて激しく)、絶対的になされるだけなのである。その理由の一つは、価値領域の有する権威を科学的研究領域のそれに等しいものとして確立しようとしていたため、論理的に不可避なその相対化を主張する理由をもっていないかったということである。どの個所においてもヴェーバーはこの原理が妥当なもの (to be valid) として論証されうると主張してはいない。彼はそれを、自から、コミットする自己の人格全体をもって定式化し支持しているのである。

#### 四、より具体的な形式における価値自由原理

前述の非対称的な価値自由要求——科学的研究は価値判断から分離されていなければならないし、価値判断は、その科学的証明可能性の陳述で支持されるべきではない、を科学的研究に焦点を合わせて述べるならば、前者は実践的評価に攪乱されぬ場



合の科学的活動の可能性 (possibility) の強調であり、後者は科学が踏み込めることができない (従つてまたそれが許されぬ) 限界の事実の強調である。

ヴェーバーによる価値自由要求のより具体的な定義をみると、我々は右の二つのグループに分けることが論理的に可能であることを見出す。つまり前者はデータの収集、第一次的仮説の定式化に関連し、後者はそのデータに基づく理論化・一般化に関連する。

これを簡単に言うと、科学的研究の過程における価値自由要求 (the demands for the value freedom of the scientific process) と、科学的研究の成果の価値自由要求 (the demands for the value freedom of the scientific results) とに分れる。

#### 四、一、科学的研究過程の価値自由要求

ここではヴェーバーの議論は、使用される概念の中に評価的要素が導入される危険を指摘することに集中している (概念の価値自由)。このような関心はおそらく、概念は中心的方法論的カテゴリーであるとする新カント派、特に H・リッカートの科学理論の尊重にその根拠をもつものだろう。

「ロッシェアとクニース」においては、現実の行為が人格 (Persönlichkeit) 精神 (Geist) 民族 (Volk) から流出するところからなる「流出論 (emanationist theories)」が論じら

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

れている。ヴェーバーがこれを斥けるのは、概念は科学的研究の手段であつて目的ではない、という思想に由る。(また、特に集団を指示する概念については、彼の方法論的個人主義の傾向の結果である)

同じ文脈で後期の諸論文でしばしば論じられているものの一つは、「進歩 (Fortschritt)」概念である。「クニース I」では、ヴントの言うごとく「心理的エネルギーの増大 (growing psychic energy) の法則」は経験界に対応するものはない——すなわち証明不可能である——ことを指摘しつつ、それは科学的研究の結果に含まれている価値判断を隠蔽するもの (またその代用となるもの) であることを指摘している。例えば論理的に推論する能力の増大を「進歩」と呼ぶためには、そのような推論の価値がア・プリオリな前提として存在していなければならない。このことを明示しなければならない。このようにヴェーバーは、科学的命題を経験的に正しい法則に装おう擬似科学的概念のみならず、無意識のうちに本質的に評価的な枠組が用いられているケースをも指摘しているのである。

「進歩」概念は「価値自由論文」でも取り上げられている。そこでは「心の分化の増大」の価値自由な概念 (「可能な行為形式の数の増加 (Fortschritt der Seelischen Differenzierung)」) と「価値を担った概念 (心理的射程の増大 (Fortschritt der Seelischen Spannweite)) とが対比され、後者の場合には無数の異なる。た価値規準が考慮されるべきであることが論じ

られている。そして彼は「こ」から「進歩」の価値自由な、「技術的な」概念を洗練しようとしている。（他の個所と同じように）こでも彼は価値判断が内包されている「経済的生産性（economic productivity）」概念、「人種（Race）」概念、「国民福祉（Volkswohrstand）」概念、「農業的利益（Landwirtschaftliche Interessen）」概念、「階級（Klasse）」概念を論じている。）

この他にヴェーバーが指摘している、価値判断が科学的研究過程に影響を与える事例は、例えば科学的研究に従事する人間の個人的な理想や欲求が、多様な因果要因の重要性の評価に影響を与え、その結果、研究仮説の定式化と承認に影響するだろうというケースである。

ここでは要するに彼は科学的研究の方法・アプローチに、「生の哲学の権威（the dignity of a philosophy of life）」を与えること——評価を担わせること——の危険を警告しているのである。

以上をまとめると、ヴェーバーの科学的研究過程における価値自由要求は、次の二つのカテゴリーに分けられるだろう。

第一は、その定義が余りに一般的（too general）なので、より細かく定義されなければ操作不可能な概念であり、それに関連する全命題が経験的論証の不可能であるような概念である。

〔「流出論」、「増大する心理的エネルギー」等〕。

第二は、第一同様、余りに一般的で操作不可能であるが、た

だし、関連する命題を経験的検証が可能ないように定義し直すことが可能な概念である。第一の方が科学的衣装をまとった思弁的概念であるのに対し、こちらの方は、科学的研究のためのいまだ不完全で歪んだ道具である。この例として挙げられるのは、単一原因論の諸ヴァリエーションである。（「進歩」概念や、「国民福祉」概念）。それは個別領域に限定されている命題をより広い領域にまで（不当に）拡大したものである。要するにこのグループの危険は、個別的な価値視角の無自覚な一般化にある。これはしばしば完全な因果分析を妨げ、実践の文脈では、この価値要素についての不十分な自覚が、当の価値判断の中に内包されている理想の実現の能力を低下させるのである。

四、二、科学的研究の結果における価値自由要求  
科学的研究の結果の価値自由については、「クニース」における次の文章が明確な表現を与えている。

「所与の現実の因果説明によるひたすら経験的な分析から、何らかの価値判断の妥当性の確認ないし否定に至る架橋は全くなく」（GAW. S. 61）。

前述の価値領域の二側面——「受動的な」視角と「能動的な」視角——の区別は、ヴェーバーのより具体的な価値自由要求の中に反映している。すなわち、この原理の、論証可能な科学と論証不可能な価値の指摘による定式化があり、（受動的な定式化）また理論の視角と実践の視角の区別の指摘による定式化が

ある(能動的な定式化)。後者の定式化に属するものとして我々は、諸々の価値の中から科学的に正しい選択をなすことはできないという主張を取り出すことができる。これは価値自由要求の特殊な形式と解することができるのである。

この科学的研究の結果の、価値自由要求には、次の二つのヴァリアントが区別できる。

一つは、文化価値の経験的 (empirical) 存在の証明は、倫理的 (ethical) 義務の確立とは論理上全く別の操作であり、従って前者が後者の (正当な) 基礎とはなりえないという主張である。

これは、例えば彼の「発展傾向」についての議論と関係している。当時の旧歴史学派は「発展傾向」から特定の経済目標を指定しようと信じていた。ウェーバーはこれを、価値評価の価値を経験的言明で証明しようとする不当な試みに他ならないと批判した (GAW, S. 512)。

二つ目は、この経験的真理と論証不可能な価値とのギャップという公理の適用の延長線上にありながら特別な問題性を示している、ウェーバーのいわゆる「知識社会学」否定である。

「知識社会学」とは一言で言うところ、ある判断の真偽は、その判断を生み出した因果的要因についての経験的な知識に左右される (affected) という考え方である。以下これに対するウェーバーの態度を検討するが、彼はこの議論を観察可能な現象の研究についてはなく、いわゆる理論科学 (theoretical science)

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

ness) に限定している。

さて、ウェーバーは、我々が客観的に「真理な」判断たることを認めるために必要とする心理学的・解剖学的・生化学的な諸条件についての知識が、真偽判断それ自体の論理的地位に影響を与えるという考え方を斥けた。

このヴェーバーの知識社会学否定に内在する困難は、彼が、経験的原因と論理的正しさとの関係を、経験的知識と実践的評価との関係と同一視している点にある。例えば彼は、(GAW, S. 502~3) 倫理的要求の規範性とその要求の経験的原因・結果の関係を、数字の歴史(数学を生み出したりそれを妨げたりした外的な環境)とその「規範的」形式の關係にパラレルなものとみているのである。

従って論理学や数学のごとき理論科学は、ウェーバーにおいては二重の役割を演じているように思われる。それは一方では、真理的諸科学を生み出すものである。しかし他方、この真理という資質はいかなる正確な経験的観察・命題からも引き出されない。つまり理論科学において真理が価値と異なるのは、その客観的な拘束力である。しかし真理と価値は、経験的証明不可能という点で等しいというわけである。

このように、まずウェーバーは価値の経験的証明可能性の思想を斥ける(なぜならそこで論証さるべきものは、論証の環とは論理的に異質なものである)。他方、論理的な真理の経験的論証可能性の思想をも斥ける(なぜなら論証さるべきも

のがすでに論証の環に内在している、論証は他ならぬ論理的真理に基づいているからである。従って知識社会学が合意しているような認識の相対化（ないし反証化）の思想は不合理だという結論になる。

このような真理観の直接の源泉は新カント派、とりわけリッカートやヴェンデルバントにあると考えられる。彼らは真理を「善(Goodness)や「美(Beauty)」のように特定の規範(norm)との合致によって定義する。従って新カント派的な真理は形式的で(formal)論証不可能(undemonstrable)なものである。新カント派によればこの規範はまた絶対的(absolutive)なものである。それは他の規範同様、現実の中で蹂躪されうるだろうが、しかしそのような経験的妥当性の欠如は、その規範的性格を奪うものではない。同様に、ある人がなぜ理論的・実践的に真理規範を受け入れたのか(なぜ論理的に正しく思考することを欲し、またそうしえたのか)についての説明は、この真理規範の絶対的妥当性の主張を相対化するものではないのである。ここまで、ウェーバーの思想は新カント派の思想と完全にパラレルであると思われる。

しかしながら彼は、右のような新カント派の思想を、丸ごとそして積極的な形で(in its complete and positive form)引用することはせず、その否定的系論「批判」、つまりある命題の真理たる地位はその命題の定式化を取り囲んでいる経験的環境に左右されるものではないということのみを強調するのである。この

ことはおそらく、彼がこの点で新カント派の見解に全面的に依拠して(exclusively rely on)いないことを示すものと考えられる。更にまた新カント派は、真理の規範的性格は、真理を一個の理論的価値——行為と関連する実践的価値ではなく——とする、と考える。従って、論理的に正確に思考し真理命題を定式化する人間は、この規範の価値を承認しているということになる。真なる命題を定式化するということは、真理を客観的(objective)なものとして承認することを合意し、このことが更に、真理の価値を客観的なものとして受け入れることを合意しているというわけである。しかしヴェーバーはこのような、命題の真理価値と真理の価値との直接的な関係づけには与しない。彼ははっきりと、科学及び科学的真理の価値は科学の手段をもって証明しうるものではないという見解をとっている。

このような新カント派とのズレを見るとき、我々は当然、いかなる研究者がこの点でヴェーバーに影響を与えたかと問うことになるだろう。この点で特に注目すべき人は、哲学者にして社会学者たるゲルオルク・ジンメルである。

ジンメルの「道徳哲学 I (Moralwissenschaft I)」では次のように述べられている。

「論理が我々が従うべき規範を含んでいると考えるのは十分な考察ではない。論理はむしろ、我々の思考が感覚的に経験しうる事象と一致しようと意欲する場合に、いかに思考すべきかを教えるものである。右の意欲が存在しないケース、我々の思

考が真理よりも幻想に役立つケースというものは十分ありうる。その場合、あの当為は終わる。なぜならそれは真理が目的であるということに立脚したものだからである」(Moralwissenschaft I, SS, 319~20)

この文章に我々は、新カント派においてははきりしなかつた真理の価値と真理価値の明確な区別を見ることが出来る。更にジンメルはここで命題の真理価値を「感覚的に知うる現実事象」・知覚される客体、に結びつけており、これはヴェーバーの客観性問題の解決に接近したものである。(この問題は第二章で独立して扱われる)

しかしながらジンメルの議論もヴェーバーの許容範囲を超えるところまで進む。真理は現実・客体への参照(Reference)によって定義されうるという主張に加えて、ジンメルはこの定義は本質的に心理的要因(psychological factors)によって決定されると主張しているからである。つまり論理学が心理学に還元されうることになる。これはまさにヴェーバーの知識社会学否定の理由に他ならない。

以上見たようにヴェーバーは、新カント派の主張する真理の規範的価値とジンメルの言う「参照価値(Reference truth)」の間を揺れ動いている。すなわちそれらの最終的な論理的結果をいづれも否定しているように思われる。しかしジンメルの影響の方がより実質的であることは間違いない。ヴェーバーが新カント派に依拠するのは、知識社会学の結論を否定する限りに

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

おいてにすぎないからである。ヴェーバーの方法論文の中には、新カント派の、客観的に妥当する「超個人的(super-individual)」命題の定式化に必要な条件への関心は見られない。この点においても彼は真理の内在的明証性の理論を越えて、議論の土台を知識社会学に内在する論理的循環に置いているのである。

このようなヴェーバーの知識社会学の否定と、価値自由要求の支柱のために特に持ち出されている次の議論、「究極的目標というものが歴史的に変化しえ、問題性をもつという、経験的に証明可能な事実」(GAW, S. 152)に基づいた議論の彼の取り扱いとの間には関連がある。つまり右の事実が価値の客観的妥当性の問題と関係することをヴェーバーは否定するのである。「我々の理論的知識……の最も確実な命題の認識も、何よりも文化の産物である」(GAW, S. 152)従って価値領域の構造における歴史的变化の証明は、それ自体が同じく歴史的に変化する要因に依存しており、従ってまたそのような証明は、自から相対化することなく一定の価値を相対化することはできないのである。

#### 四、三 二つの要求の関係

「ここでまず、概念化と結論は相互に依存しており、右のような科学的研究の局面別の価値自由要求が抽象的なものであることが指摘されているが前と同じ理由で省略」

しかし彼は過程と結果を区別しただけではない。明らかにのは、彼が科学的研究の結果の価値自由要求の方を、過程におけるそれよりも煩瑣に主張したことである。これは、彼が科学的研究過程から価値領域を守ることに、より大きな関心を有していたことを示すものだろうと思われる。

右のような強調の偏り——彼が意識的であったにせよ無意識的であったにせよ——がヴェーバーの方法論の重要な傾向を示唆していると結論することが間違とは思われない。これに対応しているのが、ヴェーバーの科学的研究結果の価値自由要求にみとめられる行動的視角である。この文脈で見ると、彼の科学的研究結果の価値自由の強調は、価値自由の要求を目的—手段の考量の関連の中で定式化し、ついには政治的決断とその問題性との関係で定式化しようという意思を表現している。（この点の彼の多くの文章は、所与の知識に基づかねばならぬ選択を論じてはいるが、その核心は否定的なものである。すなわち、科学は選択の基礎としての知識を提供することができず、しかし決して直接に選択機能をなすものたることを主張することはできない。）

いずれにせよこのように、価値自由要求を可能な限り政治的行為の合理性と関連づけようという関心がヴェーバーを、正確な知識の供給者としての科学の積極的な役割の強調に導いたと思われるが、この役割は何よりも科学的研究過程の価値自由によって守られるのである。

「このあと「フライブルク大学就任講演」の内容説明がなされているが省略」

（前述したように、この講演で彼にとって重要だったことは、所与の状況の中で一個の目標として、具体的政治的尺度として役立つ一つの理想を擁護することであった。この点、後期の方法論とはっきり異っており、ここでは彼は政治的(Dopolitica)解決を要求する政治的問題を提出している。このような政治的意図がそこでの方法論的な論述にも反映しており、その議論と結論は政治的前提に立脚しているのである。

確かにここでは方法論的な自覚 (awareness) は欠けているといえる。しかしこのことは決して、そこで獲得されている結論が（方法論的に）野放図なもの (discarded offhand) であることを意味してはいない。方法論的規則の自動的な蹂躪を意味してはいない。ただ彼の関心が主として具体的・経験的な次元に集中していることなのである。後に彼が抽象的に (in abstracto) 定式化し確実化し防衛することになる数多くの観点が、具体的に (in concreto) 提示されているのである。ここでは研究過程における価値自由要求が既に示唆されている。また、あいまいな「自律的」経済理論への批判、評価なしですませうという鎖覚への批判は、前述の「進歩」や「国民福祉」のごとき「価値自由な」概念の批判の先駆をなしているのである。

しかしこの種の問題批判は、確かにここではまだ孤立的では

とんど偶然的なものにとどまっている。むしろここでは非対称的な価値自由要求が、よりはっきりとした役割を果たしていると言える。一般的に言う「存在」前提から「当為」結論に至ることが可能であるという見解の拒否である。しかしこれも、抽象的というよりは具体的な次元でなされているし、またその結論は経済学にのみ妥当することが想定されており、この見解に与えられた根拠も、具体的——経済学に限定——なものである。

要するに就任講演における価値自由原理は、主として具体的に (in concreto)、そして非対的に——科学的研究結果の価値自由性の強調——、定式化されているのである。

これに比べて「客観性論文」以降の定式化は、完全に論理的な基礎づけをもって、また一般化されて (generalized)——もはや単一領域に限定されることなく——提出されることになる。

結論。「就任講演」では、方法論意識の覚醒に先立って価値自由要求の「価値」の視角が強力に提示されているのであり、その「科学」の視角はまだ未展開の段階なのである。後者の側面は後期になって、(論争の形で、否定的に) 定義されることになる。しかし「価値」の側面は、既にその決定的な形が最初から確固不動なものとして洗練され、積極的に定義されているのである。ヴェーバーの価値自由原理において前述のように非対称的定式化が支配的である理由の一つがここにある。

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

#### 四、四、価値自由原理の適用領域

〔省略。結論だけ記しておく〕、ヴェーバーによってこの原理は「経験的社会科学の全て」及び「理論科学——数学、論理学、倫理学、美学、法学等——」に妥当すると考えられていた、ということである。

#### 四、五、価値自由原理の遂行

価値自由原理は、価値領域と科学的研究領域の論理的区別を實際に遵守する (observe in practice) という要求を内包している。と解されねばならぬ。

既に見たように、ヴェーバーにとって「存在」領域と「当為」領域の論理的ギャップの言明は、論理的拘束力をもつものであり、このギャップを實際に保持することが有する価値は、科学的研究の価値の承認、ないし価値への人格的コミットの承認から生じるものであった。そしてこの価値の承認は、科学者——自己の活動とその結果に科学性を主張する人間——に内在すると考えられた。科学者にとって経験的真理と実践的評価の区別は論理的に必然的なのである。

従って価値自由の要求の実際的遵守は、科学者の能力それ自体に向けられているのであり、この原理は科学的研究の価値を唯一の理念・目標とする分野においてのみ論理的拘束力をもつということになる。

## 五 原理の遂行

五、一、科学的研究の価値が唯一の理想である領域における  
価値自由原理の遂行

この領域（あらゆる科学的著作——ただし教育的な目標をもつものを除く——）における価値自由要求は、あの二領域の論理的ギャップの承認の表現にすぎない。ここではこの要求はヴェーバーによって、科学的活動の定義の中に暗黙のうちに含まれているものとみなされているのである。このように見るならば、ヴェーバーの「知的誠実 (intellektuelle Rechschaffenheit)」と「価値的表現が理解可能となる。価値自由原理の遵守は、科学者の活動を指す語としての「科学的研究」の正当な使用のための前提条件に他ならないからである。

ところでヴェーバーのこの「知的誠実」の話には二つの義務が合意されている。一つは、現実が測定され、また個別的な価値評価が取り出されるところの評価基準を明示することであり (GAW. S. 156)、もう一つは事実判断が終わり価値評価が始まる地点を明示することである (GAW. S. 157)。これは既に述べた科学的研究の過程と結果における価値自由と対応し、また二つの非対称的な価値自由要求と対応していることが明らかである。

価値自由原理は科学的著作に個人的な価値判断を導入することを禁ずるものではないし、また、理論的に言って、科学者に対して、科学者の役割の外に (outside) 存在する証明不可能な

価値へのコミットを禁ずるものでもない。しかし科学的著作においては価値判断の表明は全て、非科学的な挿入——正当な (legitimate)、そして望ましい、しかし何はともあれ科学の世界とは異なる、挿入——であるともみなされねばならぬ。それは読み手の人格の別の側面に訴えるものである。従って、そこでは視角のこの変化を明確にすることが義務となるのである。

次に、ヴェーバーが「擬似価値自由 (Pseudo-Wertfreiheit)」と呼ぶものについて。

「価値自由論文」では、これは、価値自由原理の遵守を言いつつながら、「事実」に語らしめる」ことを装いつつ実践的評価をほめめかす (suggesting) 態度、と定義されている (GAS, S. 495)。ここの第一の問題は、ヴェーバーが、擬似価値自由を、研究者の意図的な動機 (deliberate motive) によって促がされるものと考えていたのか否かということである。

「価値自由論文」では確かに、研究者の悪意 (Bad faith) が告発されている (GAW. S. 495)。しかし「就任講演」では、そもそも価値判断を回避しようという想定が誤りであることが主張されている。そこで言われているのは、意図的に隠蔽された動機というものではない。そこでの、研究者は自己の価値尺度を自覚することに努める義務があるという強調は、明らかに価値自由性の無意識な (unconscious)、その意味で無邪気な (innocent) 欠如の可能性を含蓄している。

かくして、擬似価値自由は、研究者の意識的な悪意から結果



しうると同時に、研究主体におけるナイーブな方法的緩味さからも生じうる、と解釈できる。

しかしこのような解釈は、次の問題をひき起こす。

「客観性論文」や後期の論文では、研究者が経験的事実に忠実でありえない——ないし、あろうと欲しない——場合に価値尺度の明示が要求されているのに対し、「就任講演」の方は明らかに価値判断の提示なしで科学的研究はなしえないし、またその科学的研究の結果を読み手に伝えることもできないことが示唆されている。このことは、ヴェーバーにおける価値自由原理の実現可能性の否定から肯定への転回を意味するののか？

「就任講演」における理論的問題の多様な可能的視角についての思想は、いくらか荒っぽく、そして、ある特定の発展がもつその複数の視角をどう評価すべきかという実践的問題と結びついていた。そこに用いられている「価値判断 (Werturteil)」の語は、その理論的概念と同時に、評価の実践的概念をも表わしているのである。そこでの彼の見解は、科学的研究領域での価値判断の不可避性の主張から、一個ないし複数の視角の選択は科学的研究（及び実践的評価）の不可欠な出発点であるという主張に約言される。つまり実際の要求としての価値自由原理が、はっきりと、絶対的な形で提示されており、この原理の尊守の義務は自覚的な研究者にとって完全に実現可能なものである (absolutely fulfilled) ことが合意されていると解してよいだろう。

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

しかしこの原理の尊守の完全な実現という想定は極度に疑わしいものである。これが決して自明な事でも些細な事柄でもないということ、ヴェーバー自身が、評価と科学的結論を区別することは極めて困難であることを告白していることに表現されている (GAW. s. 90, 151, 497)。

この告白の文脈は興味深い。彼は、この価値自由要求の原理的な性格は、その尊守の実際的困難によって弱められることは決してないことを強調する。——ある場合にはそれはこの要求の実現不可能性の証明さえもこの原理への彼の固執を弱めないという地点まで行っている (GAW. s. 497)。彼にとって、それは達成不可能であっても追求さるべき一個の理想 (Ideal) なのである。

かくしてこの理想を我々は、その蹂躪が「人間の弱さ」に帰せられるところの「道徳的捉 (Sittengesetz)」と比較されることを指摘しうる。ヴェーバーの思想においては、「罪」とか「責任」とかの倫理のカテゴリーが技術的方法論的可能性の顧慮よりもはるかに顯著であるように思われるのであって、ここに新カント派の真理規範の銜を見ることは不当でないだろう。

しかしヴェーバーには科学的研究の具体的方法についての考慮がほとんど全く欠けている。彼は「存在」と「当為」を区別する能力を開発する (develop) ことができるか述べるのみである。そこで彼が提示しているその実現のための「補助手段」は、実践的評価を排除することを欲さない場合に留意さる

べき価値自由の、その欠如に至らしむる諸要因——科学的分析に対し評価的要素が有する重要性、現象の評価に対し科学的分析がもつ重要性、他（GAW. S. 55, 497~98）の指摘にすぎないのである。

五、二、科学的研究の価値と並んで他の理念が抱かれている領域における価値自由原理の遂行

ここで扱われるのは、——すなわちヴェーバーが前節のカテゴリーからはずり除外したものは——大学の授業の場合である。

ヴェーバーは、講壇で価値判断を表明することが正当か否かについて科学的に正しい唯一の答があるとは考えない（GAW. S. 491）。彼は、自分個人は「講壇評価」は望ましくなく、正当なものとは考えないことを公言するが、しかしこの問題は結局は証明不可能な価値的態度に属することを強調する（GAW. S. 489, 471, 495）。

しかし彼は決して、この問題には等しい位置にある二つの立場があることを指摘して終わったのではない。「講壇評価」に与する者は、与しない者よりも整合性の劣る価値前提に立脚していることを明らかにしようとする。

大学教育が知的教育（intellectual education）の提供に限定されるべきことは証明されえないが、そこが非政治的及び技術的な方向で組織されている（organized）のは事実である。そこで

は知識の分与は一方的（教師→学生）であって、いかなる反批判も不可能な独白が行われている。従って、教師が、たとえ経験的知識の言明と価値判断の言明を区別するとしても、講義に評価を導入することは、深い意味で価値領域と科学的研究領域の区別を蹂躪しているのである。

次に、「存在」と「当為」の論理的異質性を完全に承認することのできない、従ってまた当然、価値自由要求を現実に尊守することのできない教師のケースについて言うならば、この場合まず定義上二領域の完全な区別は排除される。せいぜい方法的に無邪気な（innocent）教師の目にも明らかかな、公然たる価値判断は排除されるが、「ひそかなる（covert）」価値判断は寛容されるといふことになるだろう。このような解決を、もちろんヴェーバーは斥ける。それは不可避に存在する価値要素を偽わって「擬似価値自由」に導くものだからである。

ヴェーバーは逆の議論を提出している。つまり教師は「価値懐疑主義（Value-skepticism）」によって明晰さやはずりした区別を実現しえないのだから、むしろ、価値にコミットすることによってそれを實現することに努めるべきなのである（GAW. S. 490）。

### 三、ウェーバーの「価値自由」概念の

問題点——ミュルダール、シュート  
ラウスの所説——

紙幅が限られているので、以下ウェーバーの「価値自由」概念を含む問題性をごく概略的に取り扱うことにする。

まず最初に考えてみたいのは、価値自由原理がウェーバーにとって現実には達成不可能ではあっても、追求されるべき一個の「理想」であったということの意味である。

右の態度の前提には、この原理の実現が論理的には可能であるという考えがなければならぬ。論理的に可能でなければ、要求しても、いかなる意味でも実現不可能となり、要求自体が意味をなさなくなるだろうからである。

そしてこの達成不可能性がとりわけ問題となるのは、ブルーンが区別した科学的研究の「過程」と「結果」の価値自由のうち、前者の実現可能性である。後者——科学的言明から論理的に一義的に当為の言明を取り出すことはできないし、またすべきでないという要求（ただしこれは後述のように現実に当為の言明を全く取り出すことはできないし、またそうすべきでないということの意味ではない）は、実現可能である。価値評価を止めればすむ話だからである（例。「倫理」論文末尾の価値判断の抑制）。しかし、前者が単に研究者の価値と事実の区別の「心がけ」だけで実現可能か否か、（社会科学の領域で）人

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値自由論」研究

間にその表現の能力はみとめうるか、要するに評価と区別された社会科学の言明は実際に可能か。

ブルーンの整理に従うと、ウェーバーによる価値自由原理は現実に蹂躪されうるだろうが、それは人間の「弱さ」の表現であり、決してその実現可能性を原理上否定するものではない。しかし——だから？——それは仮に実現不可能であっても「追求されるべき」一つの「理想」なのである。

しかしブルーンの指摘によると、ウェーバーには価値自由原理の実際的な実現手段についての考察が「ほとんど全く欠けている」。従って、価値自由要求——特に科学的研究過程のそれ——が「現実に実現不可能」であるとすれば、むしろ価値基準の積極的な明示こそ、逆に、客観的認識を可能にするはずだという議論は、当然成り立ちうるだろうし、しかもその方向を押し進めてゆくと一応ウェーバーの立場と逆の地点に行きつくだろう。その一例となるのが以下のG・ミュルダールの議論である。<sup>(1)</sup>ここで「価値自由」原理の問題性を照明するために——この原理を丸ごと否定する一助のためにではなく（なぜならミュルダールの議論をウェーバーと完全に対立するものに見なすことはできないだろうから）——取り上げてみる。

ミュルダールによると、社会科学は「洗練された常識」にすぎず、常識におけるように事実に論理的判断と価値判断が混り合っているものである。言いかえると社会学的理論から当為が引き出さるべきか否かの問題の前に、そもそも理論それ自体

に価値判断が内在しているというのである。

我々が獲得する解答（＝理論）には、我々の関心を全面的に表明する「問いかけ」が先行しており、この問いには「価値評価」が横たわっている。そしてこの価値評価は「論理的必然性によって」<sup>2)</sup>研究の最初から最後まで貫通している。従って「価値評価は我々が事実を観察し、理論的分析を行う段階で既に必然的に含まれているのであり、事実と評価から政治的推論を引き出す過程にだけ含まれるものではない」ということになる。<sup>3)</sup>

しかもこの価値評価は単に内在しているのではなく、むしろそれがいわば隠されて存在しているのである。まさにここから歪んだ認識への扉が開かれているわけである。従って、当然この「評価」の提示こそが、逆に、評価と区別された客観的な認識をより確実に明らかにすることになると言わねばならぬ。

「客観性」のために我々が努力しうる唯一の方法は、価値評価を十分に光にさらし、それを自覚させ、明確化させ、明示させた上で、それが理論研究を決定づけていることを認めることである。<sup>4)</sup>

以上的一般論に立って彼は「概念における価値自由」についてヴェーバーと異なる立場を取る。概念について「評価的要素の導入の危険」を自覚するよりも、そもそも「導入」が不可避の前提となっているのだから、「価値の込められた」概念でもそれが価値前提を「明示する」という形で規定されているなら

ば支し障えないことになる。そこに「暗黙理の」価値評価が隠されている場合には歪んだ認識がもたらされるだろうということであり、この事態は「価値評価それ自体のためではなく、それを隠した結果」なのである。<sup>5)</sup>彼によると社会科学は伝統的に価値評価を隠すことに努めてきたのであるが、この態度はあやまりである。価値評価は「隠されているために適切に選り分けられず、また明確化されないでいまいのままにされる」<sup>6)</sup>

かくしてミュルダールの結論は次のようになる。

「価値前提が明示さるべきである——これが社会科学において「客観的」という言葉が持ちうる唯一の意味である」<sup>7)</sup>

以上のミュルダールの議論をブルーンの整理に従ってまとめると、<sup>8)</sup>「科学的研究の価値が唯一の理想である領域」においても、「価値自由原理の遂行」は、何よりも「科学的研究の過程における価値自由」は、現実には不可能である（従って当然、科学的研究の結果における価値自由要求も意味をなさないということになろう。それは過程における価値自由を前提にするものだろうから）

さて、これと同様の議論を、ただし右のような社会政策的領域においてではなく、より社会科学の領域で展開しているのがレオ・シュトラウスである。<sup>8)</sup>ミュルダールの議論の補足として一例だけ提示しておきたい。

ヴェーバーは「倫理」論文でカルヴィニストの神学が「資本

主義の精神」の「一中心原因であると主張したのだが、更に、そのような結果がカルヴァン自身の意図したことはないこと、予定教義の特異な解釈が「エビゴーン」<sup>(9)</sup>「平均的カルヴィニスト」の中に出現した結果であることを強調した。しかしこの「エビゴーン」、平均的カルヴィニスト」という表現それ自体が、価値評価を含んでいるのである。つまり「エビゴーン」と平均人は決定的に重要な点を見逃がしやすいものだ」という形で。従って、正確には、あの予定教義の解釈はカルヴァンの教義の根本的な誤解に基づいている、と言うべきなのである。

「ヴェーバーが証明しえた」と正当に主張しえたものの最大限は、カルヴァン神学の墮落ないし退廃が資本家の出現を導いたということである<sup>(10)</sup>」

また同じヴェーバーの、ピューリタニズムが芸術に与えた影響の指摘が真に意味していることは、原因が「真正かつ高度な」宗教であり、結果が「真正な」芸術の衰退ということである。

このように「原因……も結果も価値判断の土台のもとでのみに見えるものとなる<sup>(11)</sup>」

かくして一般的に言うると、シュトラウスによると科学的言明はそれ自体不可避的に価値評価を含み込んでいる。価値の作用は社会科学方法論内部の事実なのであり、従って真の問題は、社会科学において評価が表明されるべきか否かではなく、(表明されるべきことを前提にして)それがいかに表明されるべきかなのである。

これをヴェーバーの方法論の用語で表現するならば、社会科学の対象は「価値への関係づけ」によって選択・構成される。この操作は価値の玩味を前提としており、これは社会学者が社会現象を「評価」することを可能とするものであり、また強制するものである。すなわち価値への関係づけは「中立性<sup>(12)</sup>」とは相入れなく「純粹に理論的」つまり「価値自由」ではありえない。

「価値関係づけ」は「純粹に理論的」でありうるか、価値評価と価値関係づけの区別は可能か——ここで取り上げた「価値自由」の「公理性」が現実の社会学者の原理たりうるか否かの問題は、これに帰着するのである。ここでこの問題を細かく論じることができない。これは(次に予定している)「ブルーンのM・ヴェーバー価値関係論」の紹介・検討において独立に論じられることになる<sup>(13)</sup>。

ここでは、この問題局面でミュルダール・シュトラウス流の解釈と逆のそれもあるという一例として、彼らとは逆に価値関係づけが「純粹に理論的」たりうるとする論者の一人、E・トールピッチェの一節を次に掲げておくとどめる。

「『価値関係』は、形をなすぬ混沌たる『素材』から認識対象の形成が価値〔評価〕によって制限されているということの意味するのではなく、……何ら一定の解答を押しつけてくることのない経験への問題設定なのである。だから、裁判官たる者はある犯罪行為とその人に関して多くの可能的な知識から、法

律上の判決にとって重要な構成部分を選びとるわけである。この価値関係的な選択によっては特定の結果が初めから確定されるということもない<sup>(14)</sup>。

価値自由の実際の実現可能性の問題は、単に社会科学方法論だけの問題にとどまるものではない。それは社会科学者とは何か、その本質的な仕事——社会科学の営み——が帰結する地点は認識なのか評価なのかという問題とつながっており、決して抽象的な方法論議に尽きるものではない。

価値自由の公理性を強調すれば、価値判断は認識の世界と完全に区別されねばならず、価値判断の表明は完全に学問の外にあるものにすぎなくなる。他方この原理の実現不可能性を強調すれば「科学的著作」においてすら価値基準が明示されねばならない、ということになる。

このような文脈で右のトービッチュの立場を補足すると、彼の立場に立つならばミューラーやシュトラウスと違って、価値判断の表明は学問それ自体の外にあるものであり、それは社会科学者の義務ではなく、いわば市民の義務にすぎないということになるわけである。

トービッチュの方が新カント派的な価値と事実の区別の原理に近く、まだヴェーバーにも近いと言えよう。しかし、ミューラー、シュトラウス派の立場がヴェーバーの立場の実際的な帰結には近いのではないかと思われる。というのは、——

(14) Gunnar Myrdal, "Objectivity in Social Research" *Pan-*

*theon Books* 1969. 丸尾直美訳「社会科学と価値判断」(竹内書店) 以下のページ表記は邦訳ページ、引用文は若干手を加えたものがあ  
る。

- (2) 同右 93 ページ
- (3) // 18 ページ
- (4) // 89 ページ
- (5) // 97 ページ
- (6) // 83 ページ
- (7) // 90 ページ

なお、以上のミューラーの議論については兵井修「M・ヴェーバーの社会哲学」(東京大学出版会一九八二)一〇七ページ〜一一六ページに、より詳しい紹介と検討がある。

(8) Leo Strauss, *Natural Right and History*, 1953. (本稿で用いたのは *A Phoenix Book*) p. 51.

- (9) *ibid* p. 59
- (10) *ibid* p. 59~60
- (11) *ibid* p. 94
- (12) *ibid* p. 64
- (13) 付言するならこの「価値関係づけ」の局面こそが、思想と科学、価値判断と事実判断という、論理的に対極にある二領域が(区別されつつ)結びついている、その意味でヴェーバーの社会科学方法論の最も微妙で、しかも決定的に重要な部分であるように思われる。この局面の正確な把握が方法論議の終点であり、また容易にラチのあかぬものでもある。
- (14) Ernst Topitsch "Konventionalismus und Wertproblem in

der Sozialwissenschaften" in Sozialphilosophie zwischen Ideologie und Wissenschaft, 1961 生松敬三訳「イデオロギーと科学の間・社会哲学(上)」(未来社) 一二二ページ。

#### 四、「価値への自由」

たとえ「価値自由」の公理性を認めたとしても、社会科学者にとって価値判断は不可能である。「科学的著作」において自由が実現されうると仮定しても、それは科学者が価値判断を下さない——その資格がない——ことを意味しない。ブルーンにおいて「科学的研究の価値を唯一の理想とする価値自由原理の遂行」で論じられているのは「科学的著作」であって科学者ではない。価値評価の禁欲にのみ生きうるのは——生きうるとして——「著作」であって「人間」ではない。

ヴェーバーによれば「完全な意味での人間」を定義するのは価値へのコミット及びその実践化であって「認識」ではない(少くとも後者が先ではない)。言いかえると、事実を「生み出す」ことであって、生じた事実を「確認」することではない。「価値」が先行する。いわば「価値に染められた世界」の後に、「価値に染められた世界」についての「認識」が来る。だからこそヴェーバーにおいては「価値自由の要求は(むしろ)価値領域の『尊厳』への考慮にのみ基づいているといわんばかり」なのである。

(この意味で、ブルーンが社会科学における価値判断の提示

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

の必要性の有無についてのヴェーバーの議論がその力点を移していったことを指摘して「客観性論文や後期の論文では研究者が経験的事実に忠実でありえない——ないし、あろうと欲しない——場合にのみ価値尺度の明示が要求されている」のに対し、「就任講演」で「価値判断の提示なしで科学的研究はなしえないし、またその研究の結果を読み手に伝えることもできないことが示唆されている」と述べているが、この順序には、ある意味があるように思われる。つまりこの順序はおそらく逆ではありえないのである。

そしてこの至高の「価値」にとっての社会科学「認識」の意味は一般的には、対象の限定↓明晰な価値判断であり、実践の次元に限定するならば、ブルーンの説明が委曲を尽くして説明しているように価値実現のための手段の確定である(ある目的と合理的に達成するための前提条件)。

以上要するに——我国のヴェーバー研究においては既に明らかにされていることだが——「価値からの自由」は「価値への自由」の後にくる。しかし更にこの「価値への自由」の後に、再び、「価値への自由」がくる。

その古典的な論文「ヴェーバーとマルクス」においてK・レーヴィトは、両者を比較して、マルクスが「治療法」を与えているのに対しヴェーバーは「診断書」を提出したと述べた。

しかし「診断書」の提出で社会科学者の仕事は完結している、とヴェーバーの科学論は教えているのだろうか。必ずしも

そうではないこと、少くとも、実際的には、そうではないこと——と筆者が考えていること——は今までの説明で明らかであろう。右の、「診断書」で事足れりとする考えの根拠とされているのは、前述の「科学的研究結果における価値自由」性であり、「存在」から「当為」は引き出せぬ、認識は「一面（部分的）」であり価値判断は「全称（体的）」でありこの二つの間にはギャップがあるという考えである。しかし「存在」から「当為」は、「論理的に」引き出せないのであって、現実には人は「存在」から「当為」を、「論理的飛躍」において「取り出している」。前述のように何よりも「認識」は「当為」のために求められているのである。ただし右の「取り出し」は、ヴェーバーの方法論に立つならば「論理的に」「「義的に」」はなされえず、要するにその当為は普遍的に妥当するものではなく、他人を拘束しえない（同じ「存在」から、人は別種の「当為」を取り出しうることである）ということにすぎないのである。つまり、診断書の提出は——とりあえず処方箋と区別された診断書が可能だとして——学問の仕事である。それに基づいて処方箋を提出するのは学者の仕事である。（付け加えるならば、診断書を出すところまできて初めてヴェーバーはマルクスの問題の全体に、答えることになるわけである）

以上をまとめるとヴェーバーの価値自由は、社会科学者に対する価値のコミットの要求（価値への自由）と、社会科学における価値判断の（可能な限りの）禁欲（価値からの自由）。こ

の二つを同時に表現したものである。（価値にコミットすることと認識のために価値判断を抑制することは論理的には、対立するものであっても社会科学者の人格の中では、矛盾しないのである。一方における明晰さが他方における明晰さをも支えるのである。）

もう一つ。ここからヴェーバーのいわゆる「講壇禁欲」の主張についてもその意味を限定することができるだろう。

もちろん——常に指摘されているように——「価値自由」の問題と「講壇禁欲」の問題は次元を異にする二つの別の問題である。それを前提にした上でヴェーバーは個人的に「講壇禁欲」に与した。

ブルーンも指摘しているように、大学の制度が「非政治的、技術的な方向」で、すなわち客観的な知識の伝達に向けて整えられていることは事実である。ここに講壇禁欲の、いわば制度的根拠がある。しかしながら、社会科学の認識が何はともあれ研究主体の価値理念と結びついており、しかもたとえ「価値自由」が実現可能であるとしても、講壇に立つ者の信条告白が、少くともその認識の主体にとっての意味を正しく伝える必要が生ずる限りで、必要とされるということにならざるを得ないであろう。

「ヴェーバーの教壇における信仰告白の禁欲という主張は当時のドイツではあらゆる党派の者が自由に教壇に立つことが許されていないという醒めた現状認識に支えられていたことは見



逃がすわけにはいきません。したがってヴェーバーの教壇禁欲の主張は、そうした客観的条件が異なれば、恐らくまたちがった音調をもつことを可能にするでしょう<sup>(5)</sup>」

「価値への自由」ないし「価値自由原理の現実的実現不可能性」に力点を置き、そしてまた右のように制度的条件——多様な立場に立つ者が皆平等に講壇に立つという条件が満たされたならば、ヴェーバーの「講壇禁欲」へのコミットも別のものとなりえただろうという推測は当然だろうと思われる。

- (1) 科学論の次元ではこれが——価値実現の前提としての、しかしその限りで必須の認識が——「責任倫理」の基本契機であると思われる。自己の行為がいかなる価値と連動し、またいかなる実際の結果を生み出すか、の知識と結びついているか、いないか、——これがヴェーバーの「責任倫理」と「心情倫理」を区別する重要な一点と思われる。(この点については拙稿「心情倫理と責任倫理——ヴェーバーにおけるその「区別」と「相互補充」について——」〔立教経済学論叢〕第二六号、一九八四年三月)
- (2) 特に安藤英治「マックス・ヴェーバー研究」(未來社一九六五)
- (3) この点については一度論じたことがある。拙稿「M・ヴェーバーの意味解釈 論賞書——内田義彦、作品としての社会科学、によせて——」〔立教経済学論叢〕第二五号、一九八四年六月
- (4) Karl Lowith, *Max Weber und Karl Marx*, 1932. 柴田他訳「ヴェーバーとマルクス」(未來社)一九七二
- (5) 住谷一彦「マックス・ヴェーバー」(NHKブックス、一九八〇)一八七ページ。

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

### 五、「価値への自由」と「哲学」

以上、社会学者における「価値への自由」の必然性が確認された。以下でこの点に関係して、私見を述べたいことがある。

一言で言うと、ヴェーバーが以上のように価値へのコミットを強調する一方で「哲学」を否定したこと(ブルーンの表現を用いると「哲学に対する一般的懷疑主義」)には、ある意味で矛盾はないかということである、そこに我々が改めて考えて見るに値する問題があるのではないかと思われる。

ところで「哲学」とは何か。

ヴェーバーにとっては二つの意味をもっていた。彼は「科学的」な哲学と「非科学的」な哲学を区別した。前稿で論じたとき、評価の意味を明らかにする「価値論的価値分析」——ヴェーバー自身の用語では「社会哲学」「価値哲学」など<sup>(1)</sup>——が前者に属し、ブルーンの言う「価値の体系化——価値要素の顕現の多様な論理的強式の体系的分類」あるいは「統一的な対象的世界像を提示する試み」——通常「哲学」と呼ばれるもの——は後者に属する。

そして彼は後者を否定する。前者は普遍妥当な認識を生み出しうるが、後者にはその力がないというのが彼の立場であった。言いかえると価値は対象とされてその整合性が検討される場合にのみ「科学」は成り立つが、内容それ自体の正否は証明

不可能である。

前稿で説明されたように、ヴェーバーの科学論においては、価値としての価値が対象となる場合でも（価値論的価値分析、結合的価値分析）、「価値の正邪」は決定されえない。例えばある特定の目的（『価値』）は、それが内在させている究極的価値が取り出され、他の究極的価値と比較されたり、そこから整合的な個別的価値判断が取り出されたり、またそれを表現する手段や付随的結果に内在している価値が明らかにされるが、価値それ自体の「優劣」を決定することは、科学の権限の外にある。

このように価値をその論理的（価値論的）整合性の次元で問題とする哲学だけが彼にとって科学として認められうるものがあった。この文脈でもう一方の「哲学」が認められないのは、彼によると諸価値は体系化によって整序されうるものではなく、単にその相互対立性（「神々の争い」）という事実が指摘されうるにすぎないためである。科学的に証明されうる価値体系は存在しないのである。

これに対して当然生じる疑問・批判は、では価値の「優劣」については沈黙あるのみなのか、それは「非科学的」形而上学にすぎないのか、それでは価値の「相對主義」となり、いかなる「邪悪な」価値をも批判できないのではないかということである。

この方向でヴェーバー批判を展開したのが前述のレオ・シュ

トラウスである<sup>(3)</sup>。

彼によると、ヴェーバーが「価値自由」原理を要求したのは（例えばブルーンの指摘するような）「存在」と「当為」の「論理的異質性」という思想のためではなく、実は「当為」についてはいかなる「真正な」知識も存在しないという思想のためなのである。

「ヴェーバーは真の価値体系についてのいかなる科学……も、いかなる知識……も、否定した。……真の価値体系なるものは存在しない。等しい等級にあり、その要求するところが人間理性には解決しえぬ相互葛藤であるところの多様な価値がある。社会科学あるいは社会哲学はこの事実とその全合意を明示するにとどまる。その解決は各個人のなす自由な、非合理的な決断に委せられねばならないのである」<sup>(4)</sup>

なぜ「非合理的」かと言えば、それは「いかに邪悪で、劣悪で、正気を逸したるものも」「他のどの選択にも等しい正当性」をもってなされうるからである。ヴェーバーの立場に立つならば、ある人が神に従うことであると考えたものは、他の一人によって——同じ権利で——それは悪魔に従うことだと考えることができるのである。ヴェーバーの価値についての主張の究極は「選択せよ」ということに尽きるのだが、しかもこれは内容の規定を欠いているので、その実際の意味は「善きものが悪しきものかを顧慮することなく」<sup>(6)</sup>「選択せよ」ということに他ならない。

そして——以下が本稿の文脈において重要となる——右のごときヴェーバーの立場は他ならぬ彼自身の科学論の意味に重大な疑惑を与えるものだ、とシュトラウスは指摘する。

ヴェーバーにとって何よりも「社会哲学者としての資格において」<sup>(7)</sup> 価値の優劣の問題は第一義的な意味を失っているように見えるが、そもそもヴェーバーは社会科学の知識は価値実現の合理的手段となる点にあることを主張している。(ブルーンの表現を用いるなら知識の価値は「それが仕える目的の価値に対応している」) しかるにこの価値についてはヴェーバーは、ただその「選択という行為」についてのみ語りえ、その選択の内容については何も語りえないとする。しかしながら、そもそもこの価値の合理性如何についての考慮を欠いたままで、実現手段の洗練を追求(ないし要求)することに一体何の意味があるのか。ヴェーバーによるとたとえどのような選択をなそうと、人は、目的が要求する手段を「合理的」に選択しなければならぬ。しかし「倫理」論文末尾の価値判断の禁欲が実際に意味しているように<sup>(8)</sup> 「心情なき享樂人の極限も感傷的俗物の極限も、理想主義者・聖人の極限と等しく擁護されうるような条件界へと我々が還元された後で、それはなおいかなる区別をなしうるのか」<sup>(9)</sup>

シュトラウスはヴェーバーの思想を「一貫性への……一貫せざる配慮」と呼び、次のように述べる。

「目的についての知識を社会哲学に委せ、手段の探究を独立

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

した社会科学に委せる理由はない。」<sup>(10)</sup> 「目的についての科学は手段についての科学と同じ科学に属する」のであり「経験科学に発するものではないが、正当に全ての経験的社会科学を導く」<sup>(11)</sup> ところの「価値体系に関する真正な知識」が要請されるべきである。——これがシュトラウスの結論となる。

このようなシュトラウスの批判に対して確認しておくべきことは、既に前節で明らかのようにヴェーバーの「価値相對主義」——仮にこう言うとして——は、いかなる意味においても特定の価値への主観的確信の欠如を意味しないということである。「科学」の次元では証明不可能にもかかわらず——いやそれ故に?——自からの人格を定義するものとして価値にコミットするのである。何故にその価値にコミットするか、個人的な経験によるものか論理的な選択によるのかは、本人にとって意識されていることもあれば、いないこともあるだろう。

いずれにせよ本人にとって、その価値にコミット「せざるをえない」という確信は絶対的であるが、それは科学的に証明は不可能である。科学の次元にとどまって優劣の区別なき価値にはコミットしない——あるいは「信じることなく」コミットする、あるいは所与の諸価値の中から知的な意味でその中の一つを単に「選択する」——という立場をとるならば、それは良くも悪くも「相對主義」の語もあてはまるだろう。しかしこれがヴェーバーの「価値自由」でないことは既に明らかである。

ここでの真の論点は、単なる「主観的」確信にとどまらない

「価値の優劣」についての議論は全くありえないかということであろう。

まず、ここでは何よりも留意さるべきは、ヴェーバーは、正確に言えば、全ての価値は等しい等級をもつと言ったのではなく、価値としての価値は全て科学の目から見ると論証不可能という点で等しいと言ったのである。

従って「ヴェーバーは価値の階級的順序については、その存在だけでなく非存在も科学的に証明できるとは考えなかった」<sup>(13)</sup>だとするならば、ここから、どういう視角からも価値の等級づけは不可能である、と結論することはできないだろう。

この局面でヴェーバーが拠って立っている経験的知識と価値の多元論との関係についてマリアンネ・ヴェーバーはこう説明している。

「経験的認識の観点からすれば、……いろいろな価値圏の……衝突という事態があって、これは統一的な世界像というものとは両立しない」<sup>(14)</sup>

「ヴェーバーにとつては、右の事態の経験的観察はそれに適合した唯一の形而上学として〈多神論〉を認めることに導くという事態は変わらなかった」<sup>(15)</sup>

確かに「ヴェーバーにとつては」そうであった。しかしそれは「誰にとつても」そうであるだろうか。別の態度の可能性は存在しなく、存在してもそれは一顧にも値いしない無意味なものだろうか。

一九一九年にヴェーバーの「職業としての学問」を書評した E・R・クルティウスが、ヴェーバーの「神々の争い」は「事実としてそのまま受け取られねばならぬ所与」ではなく、原理上「一個の価値論的命題」であり、「自明のものではない」と指摘しているのは、興味深い<sup>(16)</sup>。

言葉を変えるならば、これは神々の「平和」、諸価値の「調和」のもとにおいてのみ学問は生の中にあるべき位置が与えられるという考え方である。クルティウスによれば、学問の意味はヴェーバーの考えているように「発展の歴史的事実（主知化の過程）」から「経験的に」導き出されるべきではなく——シュトラウス同様、——「生の価値、その位階秩序に関して全ての根本をなす全体的見解」——これが他ならぬ「哲学的思索全ての目標」である——によってのみ明らかにされるべきものである<sup>(17)</sup>。言葉を変えると「ここに学問というものがあり、その概念からすれば何をなすべきであるかと問うのではなく、ここにわれわれの生があり、学問と称せられるものはこの生の高い諸要求の何を満足させることができ、どの程度まで満足させることができるかと」<sup>(18)</sup>問わなければならないのである。シュトラウス同様クルティウスにとつても、ヴェーバーの「哲学」の否定と彼の科学論との間には大きな問題性があるということである。

経験的知識がいかに「神々の争い」を指摘しても、原理的に、「思弁や信仰が——証明不可能な解釈をもって——この多元的

分裂をおおいつつむ」ものを妨げるものは何もない<sup>(19)</sup>」という。

しかし、むしろ「多元的分裂をおおいつつむ」ものがなければそもそも学問に意味はないだろう——クルティウスの——そしてある限定された意味ではシュトラウスの——このような意見には看過さるべきでない真実が含まれていると私は思う。

あるものが科学、経験的知識の領域から排除されているということは、それが人間にとって「無意味なもの」となったということではないだろう。(普遍的に妥当する)知識以外の一切は無意味であると言うことはできない。)その真の意味は、區別されて、いわば「純化」されて在る、ということである。そのようなものとして「哲学」の試みは認められてしかるべきである。

ではこれはヴェーバーの立場と論理的に矛盾するだろうか？ 必らずしもそうではないだろうと思う。

「価値への自由」は既に科学論の次元を超えたものである。「科学論」の次元に限定すればそもそも「価値」へのコミットそれ自体が——証明不可能なのだから——認められないことになる。しかしヴェーバーにおいては「人格」という最高の観点から「価値へのコミット」がなされている。このことは、この価値の次元において「価値体系の洗練」についての議論は、それがいかに「非科学的」なものであれ、なされうるし、またさるべきだと言えるだろう。

以上の議論は決して、ヴェーバーの科学論を否定して哲学が

H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究

なさるべきだということではないし、シュトラウスが主張すること「万人に妥当する客観的・規範的」価値体系が存在する(シュトラウスはカトリックである)と言うものでもない。そのような二者択一ではなく、簡単に言うと、「哲学は科学とは別のものである(だからと言って価値が劣るものではないことは確かだ)」ということが大事な点<sup>(90)</sup>なのである。

自律的恒常的価値との関係によって「人格」を定義したヴェーバーが科学的論証不可能性を根拠に「哲学」を否定したことは、ここでみたように、他ならぬ彼自身の科学論の意味についての批判を呼びよせるのは必至であった。あくまでも「科学の外」にあることを前提にしながら「哲学的思索」を無意味ならざるものとして認めることによって、それに答えることができらるだろう。ここで初めてヴェーバーはシュトラウス、クルティウス流の批判に決して自からの「科学論」の立場を離れることなく、答えることができるように思われる。

(1) GAW. S. 151, 156, 501

(2) Marianne Weber "Max Weber, Ein Lebensbild", 1950 大久保和郎訳マックス・ヴェーバー(みすず書房)(二)三五七ページ

(3) Strause *ibid*

(4) *ibid* p. 41

(5) *ibid* p. 42

(6) *ibid* p. 45

(7) *ibid* p. 46

- (8) シュトラウスによれば、ヴェーバーが「倫理」論文末尾で価値判断を控えたことの実際的意味は、精神明察を欠いた専門人と心情なき草葉人の生活態度を擁護することが、アモスやソクラテスが促した生活態度を擁護することよりも容易であると認めることに行きつゝある。(ibid p. 42)
- (9) ibid p. 47
- (10) ibid p. 47
- (11) ibid p. 41 前半の引用は Aristotle "physics" からのものである
- (12) ibid p. 41 //
- (13) 兵井修 前掲書 四五ページ
- (14) マリアンネ・ヴェーバー 前掲書 二五七ページ
- (15) 同右
- (16) エルンスト・ローベルト・クルティウス「ヴェーバーの職業としての学問の『評』」『読書日記』生松敬三訳未来社・一五五ページ、クルティウスは言葉を続けて、この諸価値の争いが「近代西欧文化の特殊な一錯乱現象を示す価値の無政府状態の徴候にすぎないのではないか？」と問うている。
- (17) 同右 一五七ページ
- (18) 生松敬三「M・ヴェーバーの学問論をめぐる対立——一九二〇年代思想史の問題——」『思想』一九七五年六月号、九九ページ
- (19) マリアンネ・ヴェーバー 前掲書二五七ページ
- (20) クルティウス 前掲書 一五七ページ